

労働者派遣法に基づくマージン率の公開

派遣元事業主（当社）は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率）を公開することが義務付けられており、下記の通り公開いたします。

マージン率の計算方法

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

マージンには、当社の利益以外に法定福利費、その他経費（労務管理費、福利厚生費、有給休暇取得、募集採用費、事務所費、光熱費、車両費等）なども含まれております。

対象期間 令和 7 年 1 月 1 日～令和 7 年 12 月 31 日

〒532-0011 大阪市淀川区西中島 5-1-4 モジュール新大阪 10 階

派遣労働者の数	15 人
派遣先数	4 社
派遣料金の平均額（8 時間あたり）	25,804 円／8 時間
賃金の平均額（8 時間あたり）	22,477 円／8 時間
マージン率	12.89%
派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項	情報セキュリティ講習、業務効率化研修
労使協定を締結しているか否かの範囲	労使協定を締結済み
協定労働者の範囲	全従業員
労使協定の有効期間	令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日

以上